

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設） 第1回入札説明書等に関する質問書に対する回答

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
1	入札公告		第1	(7)				前払金	「各年度請負金額の40%以内とする」とありますが、全体工事請負金額の40%を初年度に支払いを受けることは可能でしょうか。	不可とします。
2	入札公告		第2	(1)	2)	②	ア	(エ) 参加資格要件	「過去10年以内に1件」とありますが、10年とは、いつからいつまでをさすでしょうか。	平成21年8月1日～令和元年7月31日とします(入札説明書P10を参照願います)。
3	入札公告		第2	(1)	1)	①		構成等	SPCを設立しない場合、企業グループの編成は不要ではと考えております。本件にてSPCを設立しない場合、応募者は本施設のプラントの設計・建設を行う資格要件、運営を行う資格要件を満たしていれば単独で申請しても問題ないでしょうか。(建築物等の建設を行う者は、下請企業として資格要件を満たした者を選定します。工事の施工開始前には、下請け業者が要件を満たしている書類は提出し承認を頂きます)	お見込みの通りです。
4	入札公告		第2	(1)	2)	②	ウ	(イ) 運営を行う者の要件	「現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者及び廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置」とありますが、経験の年数は問わないと考えて良いでしょうか。	基本的に期間は問いませんが、1年未満の経歴の場合はその理由を確認し、場合によっては交代を要求する場合もあります。
5	入札公告		第2	(1)	2)	②	ウ	(エ) 運営を行う者の要件	「啓発施設の運営にあたり、1年以上の啓発施設の運営実績」とありますが、この運営実績とは、要求水準書 第I編 建設業務編 添付資料7の内容との理解でよろしいでしょうか。	本組合要求水準書第II編並びに御指摘の添付資料7等に規定する本施設の啓発施設と同等の施設の運営実績を意味します。
6	入札公告		第2	(1)	2)	②	ウ	(エ) 運営を行う者の要件	「啓発施設の運営実績」が前述質疑の認識の場合、大部分を運営事業者が実績として有している場合、運営事業者で実施しても良いでしょうか。	お見込みの通りです。
7	入札公告		第7	④				契約締結	運営・維持管理業務委託契約の締結は、令和2年7月中とありますが、運営の契約となるため施設建設後の令和6年でも可能でしょうか。	入札公告通りとします。
8	入札説明書	11	第4	1.	2)	②	ウ	本施設の運営を行う者の要件	本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件では竣工実績として「過去10年間で1件以上」となっていますが、運営を行う者には受注年度等の期間の指定がありません。期間は問わないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	入札説明書	11	第4	1.	2)	②	ウ	本施設の運営を行う者の要件	(イ) 本施設の運営にあたり、・・・マテリアルリサイクル推進施設で施設規模15t/日以上施設の現場総括責任者(・・・)としての経験を有する・・・とあります。一方、要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編P12、第2章、第2節(1)、2)の記載ではマテリアルリサイクル施設(粗大ごみ処理施設、資源化施設、啓発施設等で5t/日以上規模を有する施設(・・・)の現場総括責任者としての経験を有する者とあります。現場総括責任者の配置として保有すべき施設規模はどちらが正しいのでしょうか。	入札説明書P.11に記載している方を正と致します。
10	入札説明書	12	第4	2.	2)	①		運営事業者の本店所在地	「運営事業者の本店所在地は本施設の住所とすること」とあります。これはマテリアルリサイクル推進施設内に本店を置くこととの解釈でよろしいでしょうか。その場合の賃料について金額をご教示ください。	所在地に関してはお見込みの通りです。賃料に関しては、運営契約期間内(準備、後片付け期間を含む)は、無償とします。
11	入札説明書	22	第7	4.				事業提案書類	様式10 要求水準書適合表は、様式10単独でファイリングして提出する考えでよろしいでしょうか。	可とします。
12	入札説明書 添付資料－4 業務範囲分担表	31						業務範囲分担表	業務区分欄：建設の施工管理に関する備考欄に「工事監理は本組合が行う」とあります。建築確認申請における工事監理者は貴組合側と考えて良いでしょうか。	建築確認申請上の設計者並びに工事監理者は、受注者の担当とします。

【その他修正事項】

入札説明書(P35)「添付資料－5 対価の支払方法, 4. 運営業務委託費 2)物価変動に基づく改定方法」の改定に関し、別事業での質問回答に伴い、本施設においても次のとおり修正します。

・⑤、⑥を削除する。

理由:委託費の改定は、次項「3)改定の条件、運営業務委託費の支払額」(P36)に示すとおり、翌年度の運営業務委託費に対して見直すものであるため。